水産大学校における障害のある学生への支援に関する理念 及び方針

水大規程第62号

(理念)

水産大学校は、水産業及びその関連分野を担う実学に立脚した人材を育成するため、障害者の権利に関する条約の精神に則り、障害のある学生に対して合理的配慮に基づく修学支援及び環境整備を行う。

(方針)

- 1. 理念の実現のために、校内関係部署及び教職員が緊密に連携し協力する。
- 2. 支援及び環境整備に関する助言、調整、啓発等を行うため、修学支援室を設置する。
- 3. 障害のある学生に対する修学支援及び環境整備は、原則として本人及び保護者の要請に基づき行う。
- 4. 障害のある学生に対する修学支援は、校内関係部署、修学支援室と本人及び保護者が、十分な合意形成・共通理解を図った上で決定し、本校から提供する。
- 5. 支援内容は、本人の状況、合意形成、共通理解、過去の支援の状況、専門 家の判断等を勘案し、柔軟に対応する。
- 6. 支援方法は、外部機関等の助言並びに最新の知見及び技術的動向が反映されるよう努める。
- 7. 支援体制は、学生を含む本校構成員が支援活動に参画できるよう構築する。